

大宮スーパー・ボールパーク基本計画案【参考資料】

1. 将来像

- 大宮公園の魅力向上を呼び水に大宮のまちや埼玉の良さが広く知れ渡り多くの方が本県を来訪
- 試合がある日もない日も楽しめる公園
- 防災拠点として住民の安心安全を確保できる公園

2. 基本計画2案作成の趣旨と計画の目的

(1) 2案作成の趣旨

大宮第一公園の競技施設エリアの既存施設の一つである大宮双輪場のあり方を踏まえ、大宮双輪場を多目的競技場として再整備することを念頭に双輪場の再整備場所を第二公園とする場合と第一公園とする場合の2案（A案・B案）を作成しました。

(2) 目的

大宮公園を『試合がある日もない日も楽しめる公園』とするとともに、地域と連携した取組や防災機能の強化を図り、賑わいをもたらす広場空間を確保するため、エリア全体の整備コンセプトやゾーニング、賑わい空間や各競技施設の基本的な方針等を定めました。

3. 関係法令、上位計画等

(1) 関係法令

- 都市計画法等（風致地区、見沼田圃の土地利用制限）
- 都市公園法（都市公園施設、建ぺい率、運動施設）

(2) 上位計画

- 埼玉県5か年計画
- 大宮スーパー・ボールパーク構想

4. 案の概要

(1) 計画対象エリア



(2) 現状と課題

| | |
|----|--|
| 現状 | <p>(第一公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3つの競技施設が密集し、余剰地がない ● 動線が狭く、暗い・各施設(野球場、双輪場)の老朽化が進行している ● 動線が各施設への直行のみである ● 競技施設が連続していることにより、東西回遊性が阻害されている <p>(第二公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多目的広場の活用が限定的である（主に臨時駐車場） |
|----|--|



(3) 課題解決の方向性

① 競技施設(野球場・サッカー場・双輪場)の再整備による『賑わいと交流をもたらす空間の創出』

- 多目的利用ができる自由度の高い広場空間を創出
- 回遊性向上のための動線の確保

② 競技施設(野球場・サッカー場・双輪場)及び創出空間への新たな施設の導入による『競技施設を楽しみ尽くせる施設づくり』

- 競技施設と公園をシームレスにつなぐ施設整備
- 多目的な利用ができる施設整備

(4) A案・B案

A案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】、第二公園に多目的競技場を整備）

第一公園の3施設をゆとりをもって配置し、平時には賑わい、災害時には災害活動拠点として活用できる広々とした賑わいエリアを創出。第二公園に新たな施設と賑わいエリアを創出。

B案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】・多目的競技場を整備）

第一公園に3施設を集約し、コンパクトな賑わいエリアを創出。第二公園に広々とした賑わいエリアを創出。

※多目的競技場：競輪開催も可能な多目的な機能を有する競技場

(5) イメージ（第一公園対象エリアを西側から望む）

A案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】、第二公園に多目的競技場を整備）



B案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】・多目的競技場を整備）

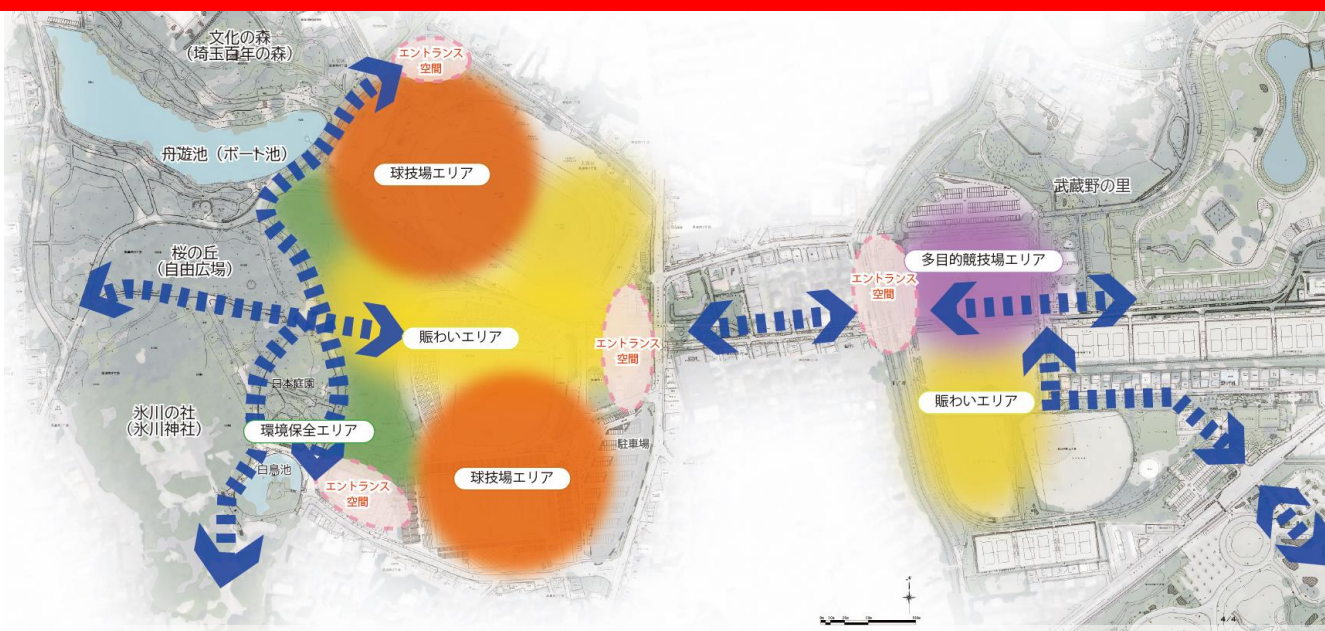


大宮スーパー・ボールパーク基本計画案【関係資料】

(6) ゾーニング及び動線計画

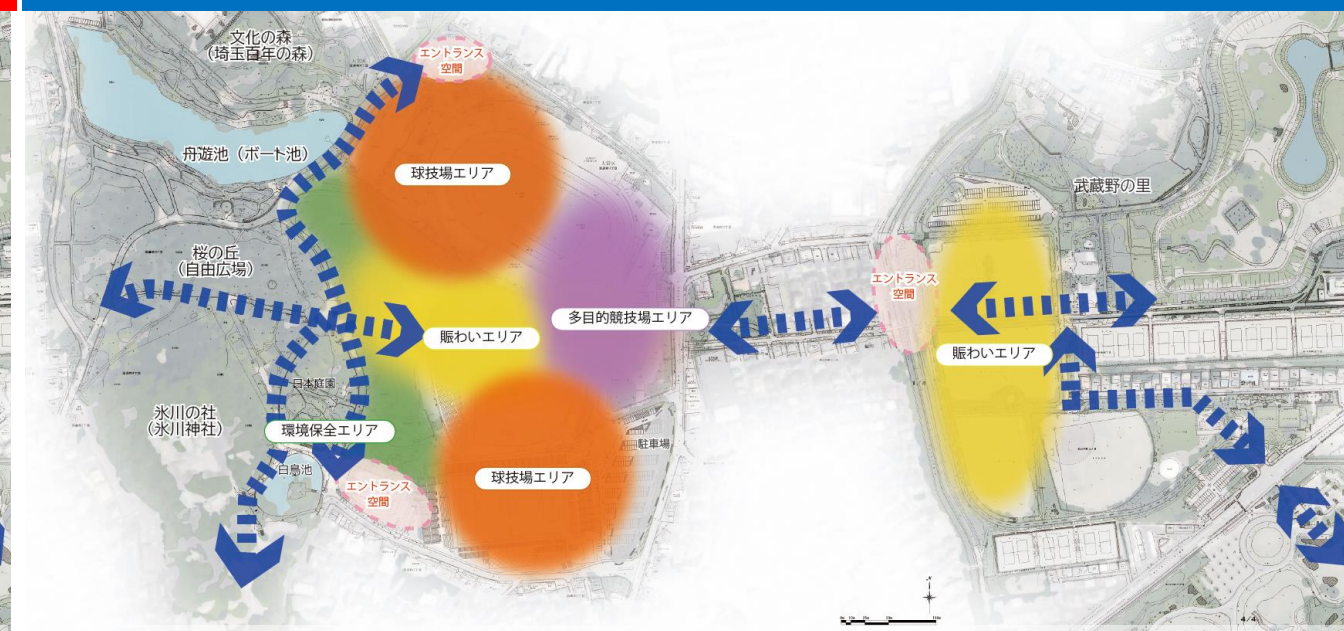
| エリア | 整備の考え方 |
|-----------|---|
| 球技場エリア | 【野球場】アマチュアだけでなくプロ野球興行が対応可能な規模とする。【サッカー場】さいたま市がRB大宮アルディージャ等と連携し整備の方向性等を今後検討する。 |
| 多目的競技場エリア | 双輪場の機能に、新たな機能も加え、多目的競技場とする。競輪開催が可能な規模とする。 |
| 賑わいエリア | 来園者が集い賑わうスペースや緑陰のある空間とする。試合がある日もない日も楽しめるコンテンツが提供できる空間とする。 |
| 環境保全エリア | 樹木環境保全のため、樹木の間伐や更新を行い、園内の自然環境及び景観保全に努める。 |
| エントランス | エントランス機能や空間を明確にし、来園者をもてなすサービスの拠点とする。大宮駅や氷川神社などからの円滑な移動を誘導するための案内機能の強化を図る。 |

A案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】、第二公園に多目的競技場を整備）



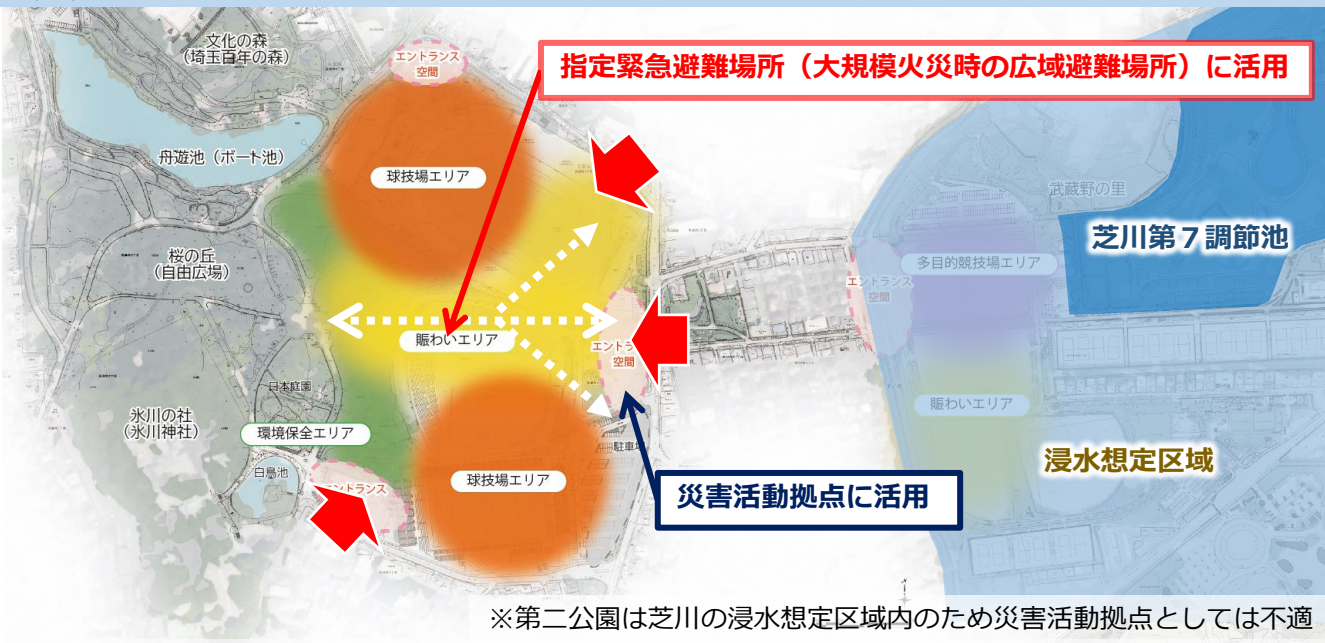
- 第一公園に2施設を配置、中心に広々とした賑わいエリアを創出。
- 第二公園に多目的競技場を配置、隣接して新たな賑わいエリアを創出。
- 第一公園の賑わいエリアから第二公園への移動がスムーズ。

B案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】・多目的競技場を整備）



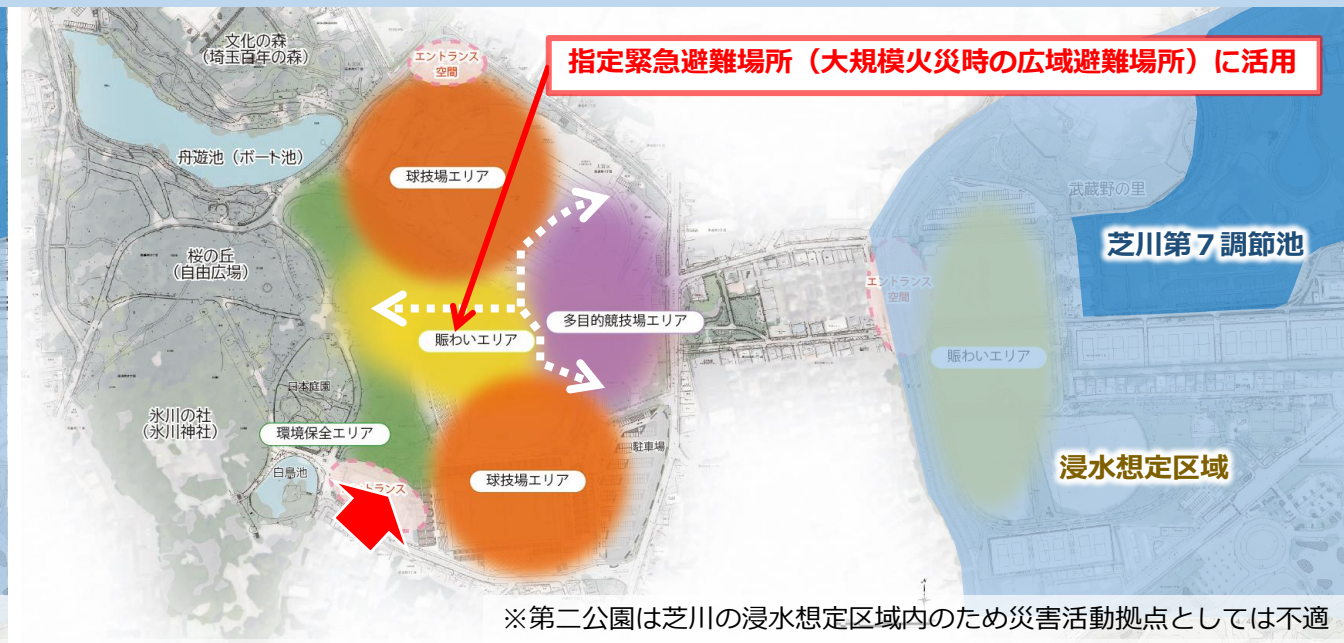
- 第一公園に3施設を配置し、中心に賑わいエリアを創出
- 第二公園に新たな賑わいエリアを創出
- 第一公園の賑わいエリアから第二公園への移動には多目的競技場を迂回する必要がある

(7) 防災計画



※第二公園は芝川の浸水想定区域内のため災害活動拠点としては不適

- 第一公園の賑わいエリアへ様々な方面から避難が可能
- 避難場所の面積が大きい 東西方向の避難動線が確保できる
- 第一公園東側のエントランスを災害活動拠点として活用可能



※第二公園は芝川の浸水想定区域内のため災害活動拠点としては不適

- 第一公園の賑わいエリアへの避難は一部の方面からに限られる
- 東西方向の動線上に多目的競技場があるため避難動線が制限される
- 第一公園東側に多目的競技場があるため災害活動拠点としての活用に制限

4. 案の概要（前頁からの続き）

（8）個別施設の方針

| | | | |
|-----------------|---|-------------|--|
| 野球場 | <ul style="list-style-type: none"> 主にアマチュア野球の試合会場（プロ野球興行にも対応） 多目的利用や賑わい創出のため野球場スタンド下などの空間を活用 地形(高低差)を生かして外野スタンドと広場空間のシームレス化を検討 | 多目的競技場 | <ul style="list-style-type: none"> 競輪が開催でき多目的な利用も可能な競技場として整備 バンクを有する施設として自転車競技や他のスポーツ・競技との相互利用などの他、公園の賑わいが創出できる機能を導入 |
| サッカー場 | <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者であるさいたま市がRB大宮アルディージャ等と連携し整備の方向性等を今後検討 | 児童遊園地及び小動物園 | <ul style="list-style-type: none"> コンセプトである「試合がある日もない日も楽しめる公園」を実現するための施設・機能へ見直しを行う |
| 新たに導入する賑わい施設や機能 | <p>【A案】（第一公園）広々とした賑わい空間を生かし多様な賑わい施設・機能の導入が可能 ※多目的広場のイベント活用、キッチンカー等、カフェ・レストラン、物販施設等 （第二公園）賑わい空間を生かし賑わい施設・機能の導入が可能</p> <p>【B案】（第一公園）賑わい空間を生かした賑わい施設・機能の導入が可能 ※多目的広場のイベント活用、キッチンカー等、カフェ・レストラン、物販施設等 （第二公園）広々とした賑わい空間を生かし賑わい施設・機能の導入が可能</p> | | |

（9）事業範囲・事業手法

- 事業範囲は、サウンディング型市場調査の結果から、「事業区域全体」と「それ以外（競技施設単体、競技施設+賑わい空間等）」が考えられます。
- 事業手法は、各施設の特徴やサウンディング型市場調査の結果から、導入が考えられる事業手法等を列挙しました。
- 今後、各競技施設の基本計画の検討と併せて、事業範囲及び事業手法の組合せ等について検討します。

（10）事業スケジュール案

- 設計、建設、維持管理、運営といった一連の公民連携事業手法を導入することを前提とした場合の事業スケジュールを検討しました。
 - 今後、各競技施設の基本計画や事業手法(要求水準等の検討)と合わせて精査します。
- ◆令和7年度～：民間サウンディング調査等、基本計画（個別施設）検討、要求水準書等作成、事業者公募及び選定、事業者による設計・施工

5. 計画案による影響の程度と範囲・整理した論点（2案の比較）

| 項目 | A案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】、第二公園に多目的競技場を整備） | B案（第一公園に球技場【野球場・サッカー場】・多目的競技場を整備） |
|---------------------------|--|--|
| 計画案による影響の程度と範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 来園者数の増加により周辺道路の交通渋滞や騒音等が発生する。 影響は第一公園と第二公園周辺に及ぶ。 | <ul style="list-style-type: none"> 来園者数の増加により周辺道路の交通渋滞や騒音等が発生する。 影響は第一公園と第二公園周辺に及ぶ。 |
| 全体の空間計画 | <p>（第一公園）広々とした賑わいエリア(2.8ha)、野球場、サッカー場が配置され、人々が集う賑わいと交流の場が創出される。</p> <p>（第二公園）賑わいエリア(2.0ha)、多目的競技場が配置され、人々が集う賑わいと交流の場が創出される。</p> | <p>（第一公園）賑わいエリア(1.1ha)を中心に各競技場を配置され、人々が集う賑わいと交流の場が創出される。</p> <p>（第二公園）賑わいエリア(4.0ha)が配置され、人々が集う賑わいの場が創出される。</p> |
| 多目的利用ができる自由度の高い広場空間 | <p>（第一公園）自由度の高い広場空間が確保できる(2.8ha)。飲食店、売店などの便益施設（以降「便益施設」）や遊戯施設などの新規導入施設や機能の選択肢が広がる。</p> <p>（第二公園）多目的広場が減少する(2.0ha)。</p> | <p>（第一公園）自由度は限られるが一定の広さの広場空間は確保できる(約1.1ha)便益施設や遊戯施設などの新規導入施設や機能の選択肢が狭まる。</p> <p>（第二公園）多目的広場が維持される(4.0ha)。</p> |
| 回遊性向上に資する動線空間 | <p>（第一公園）賑わいエリアを中心に野球場、サッカー場へのアクセスや第一公園と第二公園とのアクセス性が向上する。</p> <p>（第二公園）多目的競技場の配置にあわせて動線が確保される。</p> | <p>（第一公園）賑わいエリアを中心に各競技施設へのアクセスは向上するが第一公園と第二公園とのアクセスは変わらない</p> <p>（第二公園）賑わいエリアの配置にあわせて動線が確保される。</p> |
| 試合のある日もない日も楽しめる公園（賑わいと交流） | <p>（第一公園）自由度の高い広場空間を活用して便益施設や遊戯施設など多様な施設の導入が可能となる。自由度の高い空間により便益施設の導入やキッチンカーの出店、イベント開催など多様な使い方による賑わいと交流の創出が可能となる。野球やサッカーの試合時は広々とした広場空間に多くの人が滞在交流が可能となる。</p> <p>（第二公園）多目的競技施設を配置することでより広い範囲で賑わいが創出される。</p> | <p>（第一公園）自由度は限られるが多目的競技場を活用して新規に導入する施設や機能の選択が可能となる。3施設あることにより”密な賑わい感”が生まれる。野球やサッカー等の試合時はA案と比べて滞在交流の人数が制限される。</p> <p>（第二公園）現状と変化なし。</p> |
| 防災 | <p>（第一公園）様々な方面から賑わい広場へ避難が可能、避難場所の面積が現状より増加東西方向の避難動線が確保できる。東側のエントランスを災害活動拠点として活用が可能となる。(広場2.8ha)</p> <p>（第二公園）避難可能エリアが減少する。(広場2.0ha)</p> | <p>（第一公園）賑わい広場への避難は一部の方面からに限られる。避難場所の面積が現状より増加する(A案より小さい/広場1.1ha)東西方向の動線上に多目的競技施設があるため避難動線が制限される。東側に多目的競技施設があるため災害活動拠点としての活用が制限される。</p> <p>（第二公園）現状と変化なし。(広場4.0ha)</p> |
| 景観 | <p>（第一公園）東西方向の景観（眺望）への開けた空間ができる競技施設エリア全体として解放感が生まれる産業道路側からエントランスや広場内が見える。</p> <p>（第二公園）多目的競技場により景観が変化する。</p> | <p>（第一公園）多目的競技施設により施設の高さによっては東西方向の視界が遮られる。競技施設エリアで現状より解放感は生まれるがA案と比べて弱い。産業道路側から広場は見えない。</p> <p>（第二公園）現状と変化なし。</p> |